

恵庭市社会教育関係団体の登録に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、市民で組織された社会教育関係団体（以下「団体」という。）について登録を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、団体とは社会教育法第10条に規定されたものをいう。

2 教育委員会（以下「委員会」という。）は、この規則により登録されたものを、社会教育関係団体と定義し取り扱う。

(登録手続)

第3条 登録を受けようとする団体は、恵庭市社会教育関係団体登録申請書（第1号様式）に社会教育関係団体情報カード（第2号様式）と関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

(通知)

第4条 委員会は、前条の規定によって恵庭市社会教育関係団体登録申請書が提出されたときは、第7条に規定する承認基準によって審査し、恵庭市社会教育関係団体登録通知書（第3号様式）によって、その団体に通知しなければならない。

(期間)

第5条 登録された団体の登録期間の有効年数は、登録の承認日から3年以内とする。

(登録事項の変更)

第6条 登録された団体の役員及び規約等に変更があった場合は、その都度委員会に報告しなければならない。

(承認基準)

第7条 団体登録基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 団体としての規約、会則等を有すること。
- (2) 団体としての組織、機構が確立していること。
- (3) 主として社会教育に関する事業を行い、その成果が期待できること。
- (4) 政治活動、宗教活動、又は営利を目的とした事業を行わないこと。

(登録の更新)

第8条 登録の更新を受けようとする団体は、有効期間満了の20日前までに、恵庭市社会教育関係団体登録更新申請書（第4号様式）に關係書類を添えて登録の更新を受けなければならない。

2 委員会は、登録更新申請書により登録の更新を承認したときは、恵庭市社会教育関係団体登録更新通知書（第5号様式）によって、団体に通知しなければならない。

(登録の取り消し)

第9条 登録された団体が、次の各号の一に該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第7条に規定する承認基準による団体の要件を具備できなくなったとき。
- (2) 社会教育に関する事業を休止し、又は休止したと認められるとき。
- (3) 委員会が不適當と認めたとき。

(指導助言)

第10条 委員会は団体の求めに応じ、団体の運営について指導、助言を行うことができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

- 1 この規則は公布の日から施行する。
- 2 恵庭市社会教育関係団体の登録に関する規則（昭和36年教委規則第1号）は廃止する。